

# ドイツ・フランス歴史教科書改善の歴史

学校教育学研究室 近 藤 孝 弘

## Die Geschichte der von Deutschland und Frankreich durchgeführten Geschichtsbücher-Revision

Takahiro KONDO

### Zusammenfassung

Dieser Aufsatz behandelt die Geschichte der Revisionsarbeit der Geschichtsbücher von Deutschland und Frankreich, die vor dem zweiten Weltkrieg angefangen wurde und heute noch fortgeführt wird. Nach dem ersten Weltkrieg bemerkten die Lehrer beider Länder, daß in den Schulgeschichtsbüchern viele nationalistisch verzerrte Geschichtsinterpretationen und Ausdrücke vorhanden waren. Und sie bemühten sich um die Beseitigung der für die gegenseitige Verständigung hinderlichen Beschreibungen.

Der zweite Weltkrieg machte die Arbeit unmöglich. Aber gleich nach dem Krieg wurden die Schulbuchkonferenzen der Geschichtslehrer beider Länder wieder angefangen. Die vor dem Krieg erarbeiteten Schulbuchempfehlungen legten einerseits die Grundlage zur Verbesserungsarbeit nach dem zweiten Weltkrieg, waren andererseits aber nicht frei von nationalen Ressentiments.

Im Gegensatz zu früher kann man in der Arbeit der Nachkriegszeit große Fortschritte erkennen. Alle Vorbehalte, die in den Empfehlungen von 1935 nicht nur von deutscher, sondern auch von französischer Seite veröffentlicht wurden, fehlen in den neuen Empfehlungen von 1951. Die unterschiedlichen Interpretationen über bestimmte Sachlagen, welche in den früheren Empfehlungen aufgefallen waren, wurden in vielen Fällen durch Entgegenkommen der deutschen Seite überwunden.

Der Autor vermutet, daß die Bemühungen, die Bundesrepublik in Westeuropa zu integrieren, positiv auf die Schulbucharbeit wirkten. Obwohl es meistens ignoriert wird, daß der Antikommunismus diese Integration unterstützte, spielten beide Faktoren eine große Rolle in der Überwindung des Nationalismus. Man kann behaupten, daß die antikommunistische Stimmung in der damaligen Gesellschaft der Bundesrepublik vorteilhaft für die Revision der Geschichtsbücher war.

### 目 次

- I 序
- II 西ドイツ・フランス教科書改善の環境
  - A 外交上の環境
  - B 西ドイツ初期の政治教育
- III ドイツ・フランス歴史教科書改善の歴史
  - A 1935年の教科書勧告
  - B 戦後の西ドイツ・フランス歴史教科書改善
- IV 結 語

### I 序

冷戦構造が解体して統一ドイツが出現し、他方で EC 統合が進展しつつある今日、未だに戦争の解釈をめぐる日本と韓国が対立する構図からは、世界が到達している時点から大きく立ち遅れてしまったとの印象を免れ難い。西ドイツが建国以来行ってきた戦争責任の告白と謝罪を日本が怠っていることに最大の原因があることは明らかだが、近年、日本でも、西ドイツに見習うべしとの論調が力を得、教育学においても、1982年の教科書問題が契機となって、西ドイツ・ポーランド教科書改善作業における西ドイツ側の真摯な歴史認識への努力が紹介されて

きた<sup>1)</sup>。

歴史の真実の直視と戦争責任の告白、これらは戦後の日本人が失っていた自己像の回復をもたらすであろう。西ドイツへの注目からその意義が理解されれば、社会的学習の効果は充分にあがったことになる。しかし、それは日本の現状に規定された問題意識に基づくものであり、世界史が急速に展開しつつある今日では、より重要な別の見方が存在するように思われる。

冷戦構造の解体は、雪解けによるナショナリズムの発芽をもたらす危険性を有している。ソ連による制限主権論の放棄は、確かに各民族に政治的自由をもたらしつつあるが、それは、必ずしも民族に幸福ばかりを与えているわけではない。クレムリンの影響力の減少は、ソ連邦の内外において民族紛争を激化させる結果を招いた。

イデオロギーに基づく対立が背景に退き、ナショナルな思考がとって代わろうとしている現状は、正に国際教科書改善がその純粋な意味において真価を発揮できる環境といえる。冷戦の下では、西側内部あるいは東側内部における国際教科書改善は、軍事同盟内におけるナショナリズムへの対応としての価値を有しつつも、それは同時に軍事同盟の強化としての意味を持ち、従って敵との差異を強調する形になりがちであった<sup>2)</sup>。そうであるからこそ、西ドイツとポーランドのように体制を越える作業が特別な重要性を認められたのもあるが、緊張が緩和した今日、これまで西側諸国間でなされてきた作業も、ナショナルな対立の克服への意欲と実績において正当に評価される可能性が高くなった。

本稿は、以上の認識に基づき、今日最も発展していると言われる西ドイツとフランスの歴史教科書改善を例にとり、西ドイツにおけるナショナリズム克服のための活動を紹介するものである。しかし、独仏間の作業は1930年代に始まり、今日まで続く長い歴史のある作業であるため、本稿のような小論では、その全期間にわたる活動内容の総てを論じることは不可能である。従って今回は、戦間期と戦後初期に期間を限定し、その活動内容の質的差異を、特に後者の活動に影響を与えた西ドイツ成立期の政治・外交との関係において捉えることとする。

## II 西ドイツ・フランス教科書改善の環境

### A 外交上の環境

1945年5月8日、ドイツは無条件降伏した。終戦以来、オーデル・ナイセ線以西は英仏米ソの四か国に分割占領されていたものの、同時に連合管理理事会を通じて各国間の協力関係も存在していた。ドイツの分裂をもたら

したのは、ソ連の南下策及びトルーマン (Harry S. Truman) によるマーシャル・プラン (1947年6月5日発表) と考えられる。既に同年のモスクワ外相会議におけるドイツ統一と中央政府樹立の試みの失敗により、英米両占領地区は合併していた。また、連合管理理事会からのソ連の退場 (1948年3月20日) を契機に西側三国の占領地区で通貨改革が行われ、それに対抗してソ連がベルリン封鎖を実施し、更にソ連占領下でも通貨改革が実施されたことが、二つのドイツの並立を決定的とした。

1949年5月8日、憲法制定議会在基本法草案を可決し、9月にドイツ連邦共和国 (西ドイツ) が成立、アデナウアー (Konrad Adenauer) 首相が誕生した。その政権は「宰相民主主義 (Kanzlerdemokratie)」と呼ばれ、同政権の権威主義的性格は消極的な評価を受けがちである<sup>3)</sup>。そして、その評価は一応正当と認められる。しかしながら、そうした批判の前提ともなっているアデナウアー政権の業績に対する評価を忘れることは許されないであろう。

アデナウアーは既に1945年に、ヨーロッパが東西に分割されている事実を確認し、ドイツの統一は不可能であると判断していた<sup>4)</sup>。その上で彼は、西ドイツの完全な主権の回復とその西ヨーロッパへの統合を最優先課題とする政策を追求する。

彼は、経済的には確固たる信念をもっていなかったが<sup>5)</sup>、その自由主義的思考から統制経済、国有化に反対した。そして、西ドイツが成立する以前から、市場経済のメカニズムを重視するエアハルト (Ludwig Erhard) を支持し、通貨改革を支援したことは、経済再建と西側への統合を促すことになった。しかし、それは同時にドイツの統一を不可能ともしたのである。

西ドイツ独立のために打ち出したもう一つのイニシアティブが、再軍備である。1949年に西ドイツは成立したものの、なお外交権等に関して完全な主権を有しておらず、西側主要国と対等の立場を回復することが、最大の課題となっていた。そうした状況において、西側同盟への軍事的編入により、西ドイツは不可欠かつ対等のパートナーとなり、主権の回復を達成する道が開かれるのである。当然これは、東西ドイツの統一を更に絶望的なものとするであろうことが予想された。しかし、アデナウアーにとって、中立によるドイツ統一は、結局は (彼のカトリック的信念、自由主義的信念に反する) 共産主義の影響力の増大を意味し、また統一ドイツはナショナリズムに溺れ、再び軍事大国化の危険を高める恐れのある否定されるべきものだったのである。

アデナウアーは、1948年には既に再軍備を検討していた<sup>6)</sup>が、それがフランスの不信感を高揚させるのは明ら

かであり、その実現を急ぐのは得策ではなかった。しかし、彼がソ連による軍事的侵略の危機を本当に信じていたか否かは別にして<sup>7)</sup>、1950年6月の朝鮮戦争の開始は、アメリカ政府をして西ドイツ再軍備の必要性を確信させた。アメリカによるドイツ再軍備要求は、当時なおドイツの経済的、軍事的再建に不安を抱いていたフランスにとって衝撃であったが、アメリカの強硬な態度の前に、フランス首相プレヴァン (René Jean Pléven) は、西ドイツの NATO 編入を拒否する代わりに「ヨーロッパ防衛共同体」構想 (プレヴァン・プラン) を提唱するに到った。これは、ヨーロッパの政治的統合機構を創設し、その下に統合された各国軍隊を置くとするもので、西ドイツ軍を西ヨーロッパの枠に囲い込むことにより、ドイツが軍事的脅威となるのを防止することを目指していた<sup>8)</sup>。

もっとも、ド・ゴール (Charles A. J. M. de Gaulle) は「われわれの当面の目標はドイツを西欧に、望ましい方法で接近させ、まず第一に再建されたフランスとドイツとの間に真の和解を達成することである」<sup>9)</sup>と述べ、独仏協力が積極的態度を示していたにもかかわらず、結局フランス国民議会により、このヨーロッパ防衛共同体条約も批准を拒否された (1954年8月30日)。

しかし、翌年には西ドイツの NATO 加盟が合意され、再軍備への道が開かれた。また同日、ドイツ占領の終結を定めたパリ条約が発効している。

アデナウアーは1963年まで首相を務めるが、政権を通じて、対フランス関係を再重視した。1962年9月のド・ゴールの西ドイツ訪問に続いて、翌年1月にパリで調印された独仏条約では、年二回の国家元首、首相の会合のほか、フランス教育相とドイツ各州の文相の三か月ごとの定期的会合が義務づけられるに到った<sup>10)</sup>。また、この条約では、青少年交流計画が定められ、今日、その成果は極めて肯定的なものであったと評価されている<sup>11)</sup>。

## B 西ドイツ初期の政治教育

本稿は、西ドイツとフランスの関係に注目する以上、占領期におけるフランスの対独教育政策を避けて通ることは許されない。しかしながら、英米ソの占領地区における各国の対独教育政策については、相当程度の研究の蓄積が存在するが、フランス占領地区の研究は、それ程多くはない。フランスは英米に比べて明瞭な再教育構想をもっていたこと、非ナチ化には英米ほど熱心でなかったこと、英米に比して教授内容についての改革を積極的に行なったこと (フランス語の義務化) 等を土持法一が紹介しており<sup>12)</sup>、またグロセールにより、マインツ大学設立から教科書編纂、フランス式高校卒業試験の導入に到る

まで、他の占領地区の文化事業よりも多面的な活動がなされたこと、軍政府文化局の「青少年・スポーツ課」(後の国際関係課)を中心に、1945年以来両国の青年の交流がもたれ、1949年にはその数は5000人に及んだこと<sup>13)</sup>が描かれている程度である。

もっとも、この両者からだけでも、フランスが教授内容に関心をもち、両国間の交流により、少なくともドイツにおける教授内容に影響力を及ぼそうとしたこと、すなわち、本稿が扱う国際教科書改善を積極的に支持する姿勢であったことがうかがえよう。

しかしながら、日本の研究は、西ドイツ成立直後の政治教育に対して、必ずしも肯定的な評価を下していない。一例をあげれば、中野光他著『戦後ドイツ教育史』の中で、藤沢法暎は、西ドイツの教育界は敗戦によっても「ドイツの悲劇」(マイネッケ)の真因を析出、除去できなかったと述べている<sup>14)</sup>。「『反共』と『自由の擁護』」の名の下に、NATOの一員として核武装をも志向する再軍備を着々と進め、更に共産党非合法化など革新陣営への圧迫を強め(藤沢)<sup>15)</sup>たアデナウアー政権下で、1956年に常設文部大臣会議によるオストクンデ (Ostkunde) の決議がなされたことは、確かに、勧告を提出したドイツ教育制度審議会のみならず、西ドイツの政治全般において、連邦議会では野党となった全ドイツ連盟・故郷追放民同盟 (GB/BHE) がなお影響力を維持したことを示している<sup>16)</sup>。またオストクンデに見られる反共主義は、ニュルンベルク法に注釈をつけ、フライスラー (Roland Freisler) から賞賛されたグロプケ (Hans Globke) を、アデナウアーが國務次官として重用した<sup>17)</sup>事実と典型的に見られる CDU 政権のナチスとの和解とも関係していよう。

しかし、ここで確認しておかなければならないのは、反共主義は西ドイツの西ヨーロッパへの統合を要求はしたが、両者は必ずしも同じではないということである。例えば、本稿が以下に扱う (西) ドイツ・フランス教科書改善作業は、明らかに西ヨーロッパへの統合のための努力の一つと認められるが、その作業には、特に反ソ・反共的部分は存在しない。当時、国際教科書改善を推進した人々の少なからざる部分が、東側との共同作業の可能性を信じていなかった<sup>18)</sup>とはいえ、決してそれに反対していたわけではないのである。

反共主義は、冷戦の中にあって緊張を増大させ、自由を抑圧した点において批判されて然るべきである。しかしながら、反共主義のレッテルが貼られ得るもの総てを全否定することは、様々な社会における反共主義の間の差異に目を閉じることに通じる。それでは、日本と西ドイツの現在を正確に理解できない。以下に注目する (西)

ドイツとフランスの歴史教科書改善は、反共主義的社会がもたらした積極的な内容を示すものであり、戦後日本教育史を捉える上でも重要な視点を提供するであろう。

### III ドイツ・フランス歴史教科書改善の歴史

#### A 1935年の教科書勧告

戦後の西ドイツとフランスの教科書改善は、1950年に開始された。しかし、両国は開始時にゼロの地点にあったのではない。1935年に、既にドイツではヒトラーが政権を握る中で、両国間で歴史教科書に対する勧告が作成されている。

第一次世界大戦後は、国際連盟等の世界的機関、およびヨーロッパを中心とした地域的機関において国際教科書改善の試みが活発に行われた<sup>19)</sup>。それらは総てが大きな成果をもたらしたわけではないが、第二次世界大戦後の発展の基礎を形成することとなった。

フランスは、国際的な教科書の改善に、特に熱心であった。国際教員団体連盟 (Fédération Internationale des Associations d'Instituteurs) の創立者の一人であり、長年フランス教員組織の委員長を務めたラピエール (Georges Lapierre) が、1926年の報告の中で、ドイツに敵対的な姿勢を示す歴史、文学、公民の26種の教科書の名前をあげた時、それに呼応して全国で78,000人の教師がそれらの使用をボイコットし、結局、出版社は批判された教科書を回収して、新しい教科書と取り替えなければならなかった。フランスの教師たちは自国の教科書の改善に満足せず、同年、ドイツの教員組合と協力関係を組織、更に1935年11月25日から12月1日にかけて、パリにおいて、フランス歴史教員組合とドイツ歴史教員組合、ベルリン歴史学会の代表者により会議が開かれるに到る。そして、そこにおいて、1789年から1925年までの独仏関係に関する勧告が作成された。

勧告は40項目からなり、フランス革命前後の独仏間の領土問題、ナポレオン三世とビスマルク下の独仏関係(普仏戦争)、モロッコ危機、三国協定の成立、バルカン問題、三年兵役制、そして第一次世界大戦、ヴェルサイユ条約と賠償問題、ルール占領等を論じ、最後に、双方の参加者の義務を記している<sup>20)</sup>。

1. 作成された勧告を完全に、かつ可能な限り早期に(留保も含めて)教科書編集者・出版社に知られるような、また教員全体の信頼を得られるようなかたちで出版すること。
2. 教科書だけでなく、授業そのものにおいて、また初等、中等教育のあらゆる教材において配慮を

得られるように、自分たちの影響力の総てを結集すること。

3. 教科書の改訂および歴史教育においてなされる修正(教育課程の修正、公的な指示、新しい教科書の出版等)に有益なあらゆる情報を、相互に交換すること<sup>21)</sup>。

しかし、出版の義務は、フランスでこそ、中等教育段階以上のほとんどの歴史の教員に読まれている *Bulletin de la Société des professeurs d'histoire et de géographie*, また、より一般的な教育誌 *Ecole Libératrice* で、更に *Revue de l'Enseignement Public* では独仏両国語で勧告が掲載されることにより果たされたが、ドイツでは、この勧告は、極めて限られた範囲でしか知られるに到らなかった。両者の協定によれば、ドイツ歴史教員組合の機関誌である *Vergangenheit und Gegenwart*, また *Nationalsozialistische Erziehung* に勧告が掲載されることになっていたが、後者はベルリン管区向けの版の中で勧告を掲載したにすぎず、前者は1938年1月に到っても、勧告を発表していなかった<sup>22)</sup>。

更に、この勧告に対して、ドイツ側は数多くの留保を付していた。例えば、第一次世界大戦開始期のドイツ軍のベルギー進駐に関して、勧告30は次のように述べる。

会議の参加者は、1914年8月にドイツ軍がベルギーの中立を侵した瞬間に、ドイツ政府はベルギー側の中立義務違反を主張したことを、一致して確認した。1914年8月におけるベルギーへの進駐決定の正当化のために、所謂ベルギーの中立性を論じることは、不正確である<sup>23)</sup>。

これだけであれば、勧告はドイツの教科書に対して、その間違った傾向を訂正するよう求めていると断定できるが、この後に以下の留保が続いている。

ドイツ側からの留保

ドイツ側代表は、

1. (後に文書の調査から証明されたように)ベルギーは実際に、1913年以来のイギリスとの、そしておそらくはフランスも加入していた新しい軍事協定が、「申し合わされた協調行動」に関して了解していた意味において、中立義務を果たしていなかったと考えている。
2. その他、ドイツのベルギーへの進駐は戦争原因とは関係なく、ドイツが非常事態により強要された最初の軍事行動の一つであった。ベルギーに5個の軍隊の進駐を予定し、ドイツによる降伏勧告以前にブリュッセルにおいて効力を持っていたフランスの作戦 No.17は、全く同様に軍事的手段を

示している。政治的な視点に立てば、ベルギーの中立の侵害は、協商国によるギリシアの中立の侵害と全く同じであった。

3. ドイツによるベルギーの中立の侵害は、イギリス政府にとっては、参戦決定に関し、決定的な要因ではなかった。ベルギー侵攻は、イギリスの世論と議会に、戦争による解決を取らせる上で、絶好の証拠材料を提供した。イギリスの政治家が述べているところによれば、イギリス政府は、ベルギーの中立がフランスにより侵された場合には、簡単な抗議声明で満足したであろうとのことである<sup>24)</sup>。

もっとも、留保を付したのはドイツ側だけではない。これに対して、フランス側も以下の留保を述べている。

1. 文書によると、1915年8月のイギリス・ベルギー軍事協定の性格について、疑問の余地はない。それが予定していた協調行動は、第三国によるベルギーの領域の侵害の後にイギリスが決定して初めて、軍事介入が可能となるとのことであった。
2. 宣戦布告に先立つフランス・ベルギー間の対話または協定に関し、何らかの痕跡でも見出すことは不可能であるばかりでなく、ベルギーのフランス代表の同政府との交渉は、そうした対話または協定を全く知らなかったことを証明している。そうした協定が存在しないことは、1914年8月の行動の指揮によって完全に証明される。
3. 作戦 No.17をドイツのベルギー進駐と「同様な軍事行為」とみなすことはできない。作戦 No.17は、ドイツのベルギー攻撃に備えるフランス域内での配備であった。
4. フランス側参加者は、「軍事的非常事態」への突入において、中立国家に対してなされた国際的な義務の崩壊、および暴力行為の正当化を承認することはできない。できるのは、説明だけである。ドイツ軍のベルギーへの進駐は、ロンドンの政府にとって、世論に戦争を受容させる口実となったのではなく、政府およびそれまで傍観的態度を示していた重要な政治家の他、議会をも抗し難く引き裂く結果をもたらしたということは議論の余地がないように思われる。
5. プロイセンにより署名された条約が確実にしたベルギーの中立の侵害と、1915年の連合国によるサラニキ占領の間には、事実の上での対比は存在しない。というのは、当時の大統領ヴェニゼロス (Eleutherios Venizelos) は、連合国の諸政府に

対し、どのようなかたちで取り決めをするのかに関して抵抗はしたものの、この占領を認可していたからである<sup>25)</sup>。

フランス側の留保は、勧告に対する留保というよりも、ドイツ側の留保に対する反論という意味合いが強い。しかし、1935年の勧告には、事実の理解において見解が一致していないケースも見られる。留保以外のかたちとして、両論併記の形式が存在し、例えば、1906年から1913年の期間に関して、勧告18は以下のように記している。

委員会の参加者は、1906年から1913年に生じた外交的緊張により、ヨーロッパ大陸の諸国民は、不信と相互の恐怖心を抱いており、戦争は不可避であるとの確信が指導者層の間でますます広く形成されはじめたということによって一致した。

こうした感覚と確信は、新たな対立の可能性を高めた。しかし、

1. ドイツ側参加者は、こうした状況が生じた大きな理由は、1912年以来フランスとロシア政府により遂行された政策にあると解釈している。
2. フランス側参加者は、反対に、ドイツ政府が先行する危機において使用した方策の結果に、その原因を見ている<sup>26)</sup>。

ドイツ側における勧告に対する冷淡な扱い、双方（今日の視点から見るとフランス側の留保は、ドイツ側のやや強引な留保に対抗する上で不可欠の部分も多い）による留保の存在、また留保以外のかたちとしての両論併記。これらの中に、1935年勧告の限界を見ることができよう。両国の教員、歴史研究者による自発的な活動であるこの作業も、当時のヴェルサイユ体制下の両国間の心理的対立を克服することはできなかったのである。

もっとも、そうした判断は、1935年の作業の価値を全面的に否定するものではない。双方の代表からなる委員会は、ほとんど総ての勧告において、ある程度まで一致した事実認識を形成することに成功し、更に多くの箇所において、両国の歴史教科書に対する具体的な指示を明らかにしている<sup>27)</sup>。また勧告12

委員会の参加者は、独仏両国の教科書が、独仏対立が示された部分だけを強調する代わりに、両国の関係が良好であった期間、特に1878年から1884年、1894年から1898年を強調すべきであること、そして両国が、当時のヨーロッパ外の問題に対する協力の努力を思い起こすべきことに対する希望を表明する<sup>28)</sup>。

に見られるような和解への意志の強調も、この勧告の一つの特徴を確実に形成している。

## B 戦後の西ドイツ・フランス歴史教科書改善

西ドイツとフランスの間の最初の歴史教育に関する会議は、1950年8月8～19日にフライブルクで開かれた。フランス側の参加者は、総てフランス歴史・地理教員協会 (Société des Professeurs d'Histoire et Géographie) のメンバーであったのに対し、ドイツ側の参加者は、(バイエルンを除いて) 各州の文部省が指名した教員であった<sup>29)</sup>。この会議は、カール大帝から第一次世界大戦後の独仏関係までを議論し、最後に以下の6点の決意を表明した。

1. 本会議のような会議が定期的に開かれることが望ましい。
2. 参加者は、歴史の教員に、相互検討のため教科書を交換するよう促した。また、両国の教員が相手国の教科書を自由に使用できるようにすることが望まれる。
3. 新しい教科書を作成するに際して、編者は、印刷前に、隣国の教員に知らせることが望ましい。
4. 委員会は、歴史教員が、隣国における歴史教育を知る機会をもてるように、早急に対応がなされるよう勧告する。
5. 1935年の勧告を拡張、深化させる意志をもって、両国の歴史学者、歴史教員の会議を新たに開くことが要望される。
6. 会議の参加者は、客観的な歴史像を支持するための努力をマス・メディアを通じて各国の同僚に伝えること<sup>30)</sup>。

比較的早い時期に、フランスとの教科書改善作業が行われたのには、西ドイツ成立以前からの占領軍による奨励<sup>31)</sup>が大きな意味をもっていた。また敗戦の後、ドイツに教員組合が再建されると、1933年以前の個人的な友好関係が、外国の教員組合との連絡関係の再構築に大きく貢献した<sup>32)</sup>。西ドイツ成立前の1949年2月に、コペンハーゲンにおいてデンマーク・ドイツ協力委員会が設立され<sup>33)</sup>、同年12月24日には、フランス歴史・地理教員協会の理事会がドイツ教員組合連合 (Arbeitsgemeinschaft Deutscher Lehrerverbände 以下 AGDL) の理事会とともに、両国の教科書を相互にコントロールすることを約束している<sup>34)</sup>。

こうした二国間の活動の他、1950年7月12日にはブリュッセルで6週間におよぶ歴史教科書改善のためのユネスコ・セミナーが始まり、また12月には、ヨーロッパ審議会の文化機関であるヨーロッパ文化センター (Centre Européen de la Culture) がヨーロッパ歴史教育委員会を設立、「国境を越える教科書」を提唱するに到っ

た。このように、1940年代末から50年代のヨーロッパにおいて、西ドイツ・フランス教科書改善作業は、確かに先進的ではあったが、まったく特別な活動ではなかったのである。

前年末の約束をより具体的なものとすべく、1950年3月29日～4月1日には、フランス歴史・地理教員協会の長のブリュレー (Eduard Bruley) らと、その招きでパリを訪れた AGDL の歴史委員長との間で、歴史教科書の交換が約束された。また4月12日～14日には、ジユト・バーデン文部省がイニシアティブを取って、上記の8月の会議のための準備会議がフライブルクで開かれている<sup>35)</sup>。

その8月の会議の際の上記の決意に従って、翌年5月にパリにおいて両国の歴史学者が会合を開き、1935年勧告の1～20にたいして修正を行った<sup>36)</sup>。他方、同じ5月にシュトゥットガルトで開かれた AGDL の年次総会では、ドイツ側を代表するエックカート (Georg Eckert) と、会員約20万人を擁するフランスの全国教育連盟 (Fédération de l'Education Nationale) の国際関係委員会書記をつとめるオンブルジェ (Emile Hombourger) との間で、両国の教科書を交換し、相互に鑑定することが約束された。具体的には、1951年の活動計画として、前年度に使用されていた文学、歴史、地理、現代語 (ドイツのフランス語の教科書、フランスのドイツ語の教科書)、自然科学の教科書が対象とされた。教科書の交換は1951年7月1日までに行われ、その鑑定結果についての報告書が10月15日までに交換されることとなった。その他、両国の委員は、相互に相手国を訪問した際に、各教科書ごとにその教科書が使用されている授業を参観する機会を約束されている<sup>37)</sup>。

西ドイツとフランスの教員による会議は、主として教科書の交換に基づく相互鑑定、および相互訪問を推進してきたが、そうした教員による活動を支える教科書勧告をまとめたのが二度にわたる歴史学者による会議である<sup>38)</sup>。1935年の勧告を新たに作成しなおすことを目的として、先述の1951年5月におけるパリの会議と、それを引き継ぎ、10月9～11日にマインツにおいて西ドイツ・フランス歴史家会議が開催され、そこにおいて、問題とされていた総ての点に関して、両者は完全な一致に到達した<sup>39)</sup>。

1951年の勧告は、1935年勧告の限界であった留保、両論併記を削除している。これが「完全な一致」という評価を可能にしている所以であろう。先に掲げたドイツのベルギー侵行時のベルギーの中立性に関し、1951年勧告の第25項は、以下のように述べている。

イギリスとベルギーの参謀部の間で第一次モロッコ危機に関係して行われた軍事的対話にもかかわらず、ベルギーが第一次世界大戦以前の数年間にわたり、具体的な中立政策を追求していたことは疑う余地がない<sup>40)</sup>。

留保と両論併記が消えた最大の理由は、1935年勧告に対してドイツ側からなされた留保が削除されたことである。ベルギー中立問題でも確認したように、フランス側による留保は、そもそもドイツ側の留保に対する反対意見表明という色彩が濃く、その多くは、ドイツ側による留保が削除されたことにより、同時に削除され得たのである。そして、こうした留保の消去は、ドイツ側の見解を後退させている。

また当然のことであるが、16年後に作成された勧告には、古い勧告とは異なる史実理解を示している部分がある。一例をあげれば、1935年勧告の第20項において、

委員会は、参謀部が1914年以前に結んでいた取決めに、以下の点において見解が一致した。

1. ……。
2. ドイツとイタリアの参謀部間の協定は、1887年、1913年に陸軍協定の署名に、1913年には海軍協定の署名に到った。オーストリア・ハンガリーとドイツとの間では、1913年に海軍協定が署名された。陸軍の行動に関しては、共同の準備が存在し、協定のかたちで強化された<sup>41)</sup>。(下線引用者)

と書かれているのに対し、1951年勧告の第17項は次のように述べている。

1914年以前に参謀部が関与した軍事協定に関しては、以下のことが確認された。

1. ……。
2. ドイツとイタリアの参謀部間の協定は、……海軍協定の締結に到った。オーストリア・ハンガリーとドイツの間では、……海軍協定が締結された。陸軍の行動に関しては、共同の準備が存在したが、それは協定にまで発展することはなかった<sup>42)</sup>。(下線引用者)

また史実理解とは関係ないが、1935年勧告の第32項が、委員会は、教科書から戦争のプロパガンダのあらゆる名残を除去するよう……勧告する<sup>43)</sup>のに対し、1951年勧告第28項が次のように述べていることは、両国間の教科書改善作業の一つの到達点を示していると言えよう。

第一次世界大戦に関しては、今日、フランス、ドイツの教科書は一般に、いわゆる戦争の凶行についてのプロパガンダの後遺症を免れている……<sup>44)</sup>。

1951年の歴史学者による勧告は、両国で配布され、その後の作業の基礎を作った。しかし、それはフランス革命以後を扱ったものであり、両国関係史にはなお広大な未解決の歴史が存在していた。従って教員を中心とする教科書改善作業は、その後も続けられなければならない、教科書の交換と相互鑑定その他、例えば1952年7月31日～8月9日にテュービンゲンで開かれた第三回西ドイツ・フランス教員会議では、普仏戦争、第一次世界大戦等の既に論じられた近現代のテーマの他、カロリング帝国の分割、ウェストファリア条約等が議論され、また1953年8月24日～9月2日のトゥール会議では、バロック文化やロマン主義といった文化的事象に関するフランスとドイツの相互影響関係が議論されている<sup>45)</sup>。

1950年に始まる一連の教科書改善作業は、1966年をもって完了した。この間の作業がどれほどの影響力をもったのかについては、更に調査が必要であるが、1952年10月にニーダーザクセン文部省から両国間の作業に配慮するよう求める布告が発表された<sup>46)</sup>ことから予想されるように、本作業を過小評価することは許されないであろう。また、この過程において両国の歴史教科書から客観的な間違い、および明確に敵対的な歴史理解はほぼ消滅したと推測できる。両国間では、1981年に歴史と地理の教科書改善作業が再開され、1984・85年には、それぞれヴァイマル共和国と第三共和制・両国の戦後史に対する勧告がまとめられているが、それらが、具体的な史実をめぐる議論よりも、むしろ対象をどのように評価すべきか、すなわち何を強調すべきで、何を過大評価してしまっているのかを論じていることの中に、既に作業再開以前に、単純な間違いを訂正する段階が完了していたことを見てとれるのである<sup>47)</sup>。

#### IV 結 語

このように、戦後の両国間の作業は、戦前の作業を引き継ぎ、更にそれを発展させることに成功したと評価できる。1935年には独仏和解を唱える人々の間にさえ存在した歴史理解におけるナショナルな対立が、戦後の作業の中で克服されていったのである。

西ドイツ成立直後、その社会を覆っていた反共主義。それはナチスとの和解を進めたが、西ドイツの同盟国は、決して親ナチではなかった。西ドイツは東側のみならず、友好国である西側諸国からも、絶えずナチスとの対決を要求されていたのである。反共主義は、確かに過去との対決を免れさせる傾向を有したが、他方では西側内部の結束を要請した。つまり、西ドイツの反共主義は、西ヨー

ロッパへの統合策を後押しすることにより、ナショナリズムに抑制を加えるという役割をも果たしたのである。

共産主義インターナショナリズムが(少なくとも理念的に)国境を越えようとしたのと同様に、共産主義と反共主義が対峙する冷戦構造においては、反共主義もインターナショナルな性格を帯びざるを得なかった。ナショナリズムの制御に有効であれば反共主義も賛美されるというわけではない。しかし、反共主義が支配的な環境下でも、その反ナショナリズムの方向性に支えられて、必ずしも反共主義的でない西ドイツ・フランス歴史教科書改善が行われ、それが両国の歴史教育に多くの実りをもたらした事実に注目することから、ナショナリズムがイデオロギーに対して優位を形成しつつある現在に対応する現代教育史理解の契機が得られるのではないだろうか。(指導教官 松崎 巖 教授)

### 注

- 1) 阪東宏「歴史教科書の国際的検討について——西ドイツ・ポーランド『連合教科書委員会』の仕事に照らして——」『歴史評論』, 1982年11月号, 58-80頁。西川正雄他「『西ドイツ=ポーランド教科書報告』と西ドイツの歴史教育」(上・中・下), 『教育』, 1985年2~4月号。藤沢法暎『ドイツ人の歴史意識』亜紀書房, 1986年。拙稿「西ドイツにおける『ドイツ=ポーランド教科書報告』の受容」『比較教育学』No.15, 1989年, 114-124頁。拙稿「国際教科書改善作業の可能性——西ドイツ=ポーランド教科書改善作業の西ドイツの教科書における反映——」『東京大学教育学部紀要』第28巻, 1989年, 343-351頁, 等。
- 2) 例えば, 東ドイツの歴史教科書は, ポーランドおよび他の東欧のスラヴ国家の歴史を非常に友好的に描いていたが, そのマルクス主義的歴史理解は, 西ヨーロッパにおける歴史理解とは大きく異なるのみならず, 東ドイツは西側の歴史理解を攻撃していた。
- 3) 宮田光雄『西ドイツの精神構造』岩波書店, 1967年。特にIIの二「<宰相民主主義>の政治構造」等。本稿は, 宮田が批判する内容の中に積極的側面を見ようとするものであるが, 基本的には宮田の理解に多くを負っている。
- 4) ルップ, H.K.著, 深谷満雄訳『現代ドイツ政治史』有斐閣, 1986年 74頁。
- 5) 大嶽秀夫『アデナウアーと吉田茂』中央公論社, 1986年, 189頁。
- 6) ルップ, H.K., 前掲書, 194頁。
- 7) グロセールは「アデナウアーはソ連の脅威を信じていた」と判断しているのに対し, 大嶽は「アデナウアーは, 米国政府首脳とは違って, ソ連による直接侵略の危機が目前に迫っているとは判断していなかった」と考えている。(グロセール, A.著, 山本尤他訳『ドイツ総決算——1945以降のドイツ史——』社会思想社, 1981年, 454頁。大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム』中央公論社, 1988年, 6頁。)
- 8) 大嶽は, プレヴァン・プランのような「革命的」な提案は実現不可能であり, それはフランスにとって一種の時間稼ぎであったと述べている。[大嶽(1988), 6頁。]
- 9) 倉田保雄『ヤルタ会談——戦後米ソ関係の舞台裏——』筑摩書房, 1988年, 120頁から引用。
- 10) グロセール, A., 前掲書, 463頁。
- 11) 同上, 464頁。
- 12) 土持ゲーリー法一『占領下ドイツの教育改革——アメリカ対独教育使節団とアメリカ対独社会科委員会——』明星大学出版部, 1989年, 23頁。
- 13) グロセール, A., 前掲書, 89頁。
- 14) 藤沢法暎「西ドイツの再軍備と政治教育政策の右傾」, 中野光他著『戦後ドイツ教育史』御茶の水書房, 1966年, 215頁および「ドイツの悲劇」と新しい政治教育の模索」同書所収, 83頁。
- 15) 同上, 215頁。
- 16) 戦後の国境変更で故郷を追われた人々の利益を主張したGB/BHEは, 1953年の連邦議会選挙では27名の当選者を出し, CDU/CSUと連立与党となったが, 党内実力者のオーバーレンダー(Theodor Oberländer)らがCDUに移籍したため, 1955年には野党に回っていた。しかし, オーバーレンダーはアデナウアーから重用され, 政府の立場からオーデル・ナイセ以东の旧ドイツ領土とその地における権益の回復を主張していた。[グロセール, A., 前掲書, 249-250頁。]
- 17) ジョルダノー, R.著, 永井清彦他訳『第二の罪——ドイツ人であることの重荷』白水社, 1990年, 112-122頁。
- 18) Enno Meyer, Über die Darstellung der deutsch-polnischen Beziehungen im Geschichtsunterricht, in: *Über die Darstellung der deutsch-polnischen Beziehungen im Geschichtsunterricht*, Sonderdruck aus dem Internationalen Jahrbuch für Geschichtsunterricht 1957/58, Albert Limbach Verlag, Braunschweig, S. 1.
- 19) ヨーロッパにおける国際教科書改善の歴史については, Otto-Ernst Schüddekopf, *Zwanzig Jahre Westeuropäischer Schulgeschichtsbuchrevision 1945-1965 Tatsachen und Probleme*, Albert Limbach Verlag, Braunschweig, 1966. が詳しい。
- 20) Verpflichtender Wortlaut der Einigung der deutschen und französischen Geschichtslehrer über die Entgiftung der Lehrbücher, in: *Internationales Jahrbuch für Geschichtsunterricht*, Bd.I, 1951, S.46-64.
- 21) Ebenda, S.64.
- 22) Jean Sigmann, Probleme der deutsch-französischen Geschichtsschreibung, in: *Internationales Jahrbuch für Geschichtsunterricht*, Bd.I, 1951, S.44.
- 23) Verpflichtender Wortlaut der Einigung der deutschen und französischen Geschichtslehrer über die Entgiftung der Lehrbücher, a.a.O., S.58.
- 24) Ebenda, S.58-59.
- 25) Ebenda, S.59.
- 26) Ebenda, S.52-53.
- 27) 例えば報告9は, 以下のように述べている。「1871年から1890年に到るフランス・ドイツ関係の役割に関する限り, 委員会の参加者は, 以下において一致した。……委員会は以下の希望を述べる。1.ドイツは『全ヨーロッパを支配下に置くことを望んでいた』, あるいは『世界支配』を夢見ていたというような主張が今日のフランスのいくつかの教科書に見られるが, それらがフランスの教科書から消去されること。2.ドイツの教科書は, フランスにおけるブーランジェ運動が遭遇した抵抗と, その運動の完全な崩壊を示すこと。3.両国の教科書は, 戦争の危険について語らないこと。……」[Verpflichtender Wortlaut der Einigung der deutschen und französischen Geschichtslehrer über die Entgiftung der Lehrbücher, a.a.O., S.49-50.]
- 28) Ebenda, S.50.
- 29) Die deutsch-französische Geschichtslehrertagung in Freiburg/Br. vom 8. bis 19. August 1950, in: *Internationales Jahrbuch für Geschichtsunterricht*, Bd.I, 1951, S.167.
- 30) Ebenda, S.169.



- 31) イギリス占領地区では、1949年7月1～7日に、イギリス側の働きかけに基づき、AGDLの支援も得てブラウンシュヴァイクにおいてイギリスとドイツの歴史の教員による会合が持たれている。  
〔Georg Eckert, Die internationale Arbeit des Ausschusses für Geschichtsunterricht der Arbeitsgemeinschaft Deutscher Lehrerverbände, in: *Internationales Jahrbuch für Geschichtsunterricht*, Bd.I. 1951, S.207.〕またフランス占領地区では、1948年以来、公教育局 (Direction de l'Education Publique) が国際的な歴史家の会合を組織していた。〔Eduard Bruley, Tagungen deutscher und französischer Geschichtslehrer 1950-1953, in: *Tagungen deutscher und französischer Geschichtslehrer 1950-1953*, Verlag für Kunst und Wissenschaft, Baden-Baden, 1954, S.1.〕
- 32) Walter Schulze, Internationaler Lehreraustausch in der Arbeitsgemeinschaft Deutscher Lehrerverbände, in: *Internationales Jahrbuch für Geschichtsunterricht*, Bd.I, 1951, S. 195.
- 33) Ebenda, S.197.
- 34) Eckert, G., a.a.O., S.207.
- 35) Ebenda, S.208.
- 36) Die Revision der Thesen von 1935 auf der deutsch-französischen Historikertagung im Mai 1951, in: *Internationales Jahrbuch für Geschichtsunterricht*, Bd.I, 1951, S. 65-67.
- 37) Vereinbarung über die Durchsicht deutscher und französischer Schulbücher zwischen der Fédération de l'Education Nationale (Frankreich) und der Gewerkschaft Erziehung und Wissenschaft (Deutsche Bundesrepublik), in: *Internationales Jahrbuch für Geschichtsunterricht*, Bd.I, 1951, S. 215.
- 38) 歴史教員による会議も、教科書における歴史理解の妥当性を議論しているという点では、学者による会議と変わりはない。しかし、1951年の両国の歴史学者による会議とそこで作成された勧告は、教員による作業に特に大きな影響を与えたと言われている。
- 39) Deutsch-französische Vereinbarung über strittige Fragen europäischer Geschichte, in: *Tagungen deutscher und französischer Geschichtslehrer 1950-1953*, Verlag für Kunst und Wissenschaft, Baden-Baden, 1954, S.10.
- 40) Ebenda, S.21.
- 41) Verpflichtender Wortlaut der Einigung der deutschen und französischen Geschichtslehrer über die Entgiftung der Lehrbücher, a.a.O., S.53-54.
- 42) Deutsch-französische Vereinbarung über strittige Fragen europäischer Geschichte, a.a.O., S.18.
- 43) Verpflichtender Wortlaut der Einigung der deutschen und französischen Geschichtslehrer über die Entgiftung der Lehrbücher, a.a.O., S.60.
- 44) Deutsch-französische Vereinbarung über strittige Fragen europäischer Geschichte, a.a.O., S.23.
- 45) Bruley, E., a.a.O., S.4-6.
- 46) Das Echo der deutsch-französischen Vereinbarungen, in: *Internationales Jahrbuch für Geschichtsunterricht*, Bd.II, 1953, S.367.
- 47) Andrea Hofmeister-Hunger und Rainer Riemenschneider (Hrsg.), *Deutschland und Frankreich im 20. Jahrhundert Ergebnisse deutsch-französischer Schulbuchkonferenzen im Fach Geschichte 1981-1987*, Diesterweg, Frankfurt, 1989.参照。